

## 布設工事監督職員の配置基準及び資格基準について

関係法律	水道法第12条
法律の内容	水道事業者又は水道用水供給事業者が地方公共団体である場合には、当該事業者は布設工事監督職員の配置基準(布設工事監督職員を配置しなければならない水道の布設工事の範囲)及び資格基準を政令で定める要件を参酌して条例で定めるものとされました。
国の基準令	水道法施行令
独自基準の制定	市において検討した結果、適切であると判断したため、国の定める基準の内容を条例基準として決めました。 また、小城市では資格基準に市長が同等以上の技能を有すると認められる者を加えました。
用語の説明	布設工事 : 配水管及び水道施設の工事
条例施行予定日	平成25年4月1日
担当	水道課 73-8804